



年金、納めていますか？ この機会にぜひ確認を！！

11月はねんきん月間

学生納付特例申請の出張受付をおこないます。
20歳以上の学生の方は、ぜひこの機会をご利用ください！
(申請の際は、学生証を持参してください)

「学生納付特例」って？
→本人の前年の所得が
118万円以下の場合、申請に
より保険料の納付が猶予
される制度です。

日付	11月8日(水)・9日(木)	11月15日(水)・16日(木)	11月22日(水)
時間	12:00~13:00		11:30~13:00
場所	琉球大学 寮内 (千原共用ホール)	琉球大学 生協内	キリスト教短期大学 (シャローム会館内)

詳細は、下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ】 日本年金機構 浦添年金事務所 ☎ 877-0343
総務部 町民課 住民年金係 ☎ 945-5012

滞納を許しません！！ ～滞納整理強化月間～

沖縄県と西原町は、11月から12月までを「滞納整理強化月間」として、合同で滞納者に対し、財産の差押やタイヤロックなどの滞納処分を集中的に行います。また、納税の指導や催告に応じない長期の滞納者については、不動産公売等を実施していきます。



平成 29 年度 町 税 滞 納 処 分 実 績 (平成 29 年 9 月 末)	預貯金差押	32件
	不動産差押	2件
	給与差押	3件
	自動販売機手数料差押	1件
	参加差押	4件
	公売	2件
	交付要求等	4件
	車両差押	1件
	その他	1件
	合計	50件

【お問い合わせ】 総務部 税務課 徴収収納係 ☎ 945-4729

相続 遺言 お悩みではありませんか？

～専門家が解決方法をご提案します～
相続・遺言のことなら何でもご相談下さい。
完全個室の相談ブースを完備していますので
ゆっくりとご相談いただけます。(要予約)



相続・遺言の無料相談実施中！

きゃん 司法書士 事務所

代表司法書士 喜屋 武 力
与那原町字東浜23番地2 (ローソン与那原東浜店となり)
TEL 882-8177 営業時間 平日AM 9:00～PM 6:00

相続・遺言に関することならこちら→
<http://souzokuigon-okinawa.com/>

「相続・遺言おきなわ.com」



← QRコードか
「相続 遺言 きゃん」
で検索してアクセス

平成28年度 健全化判断比率等の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、西原町の財政の状態を判断する四つの指標（実質赤字比率 連結実質赤字比率 実質公債費比率 将来負担比率 ※以下「健全化判断比率」と表します）及び公営企業（水道・下水道事業など）の経営状況を示す指標（※以下「資金不足比率」と表します）を公表します。

平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は以下の表のとおり各基準を下回っておりますが、本町の財政状況が厳しいことには変わりはなく、より一層の行財政改革努力を行い、引き続き健全な財政運営に取り組んでいきます。

【健全化判断比率】

西原町健全化判断比率		早期健全化基準 (①)	財政再生基準 (②)
実質赤字比率 (③)	—	14.25%	20.0%
連結実質赤字比率 (④)	—	19.25%	30.0%
実質公債費比率 (⑤)	8.1%	25.0%	35.0%
将来負担比率 (⑥)	99.6%	350.0%	

※財政状況が黒字の場合、赤字比率は算定されないため「—」表示となります。

【資金不足比率】

会計区分	資金不足比率 (⑦)	経営健全化基準 (⑧)	備考
水道事業会計	—	20.0%	資金不足なし
公共下水道事業特別会計	—	20.0%	資金不足なし
土地区画整理事業特別会計	—	20.0%	資金不足なし

※いずれの会計も黒字で、資金不足比率は算定されないため「—」表示となります。

【用語解説】

①早期健全化基準	当該基準を超えた場合は、「財政健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に財政の健全化を図らなければなりません。
②財政再生基準	当該基準を超えた場合は、「財政再生計画」を策定し、総務大臣に報告、同意を得て財政の再生を図らなければなりません。
③実質赤字比率	地方公共団体の一般会計等の赤字額の標準財政規模 (⑨) に対する比率です。
④連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模 (⑨) に対する比率です。
⑤実質公債費比率	一般会計が負担する借入金の返済額の※標準財政規模に対する比率です。一部事務組合への負担金や公営企業に対する繰出金の中の元利償還金 (借入金の返済額) 相当分も加えられています。
⑥将来負担比率	現時点での借入金の残高をはじめ、退職手当など一般会計が将来負担すべき負債の標準財政規模に対する比率です。
⑦資金不足比率	公営企業会計の資金不足額の事業規模 (営業収入) に対する比率です。
⑧経営健全化基準	当該基準を超えた場合は、「経営健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に経営の健全化を図らなければなりません。
⑨標準財政規模	地方自治体の標準的・恒常的な収入で、税収及び普通交付税が主なものです。

○この記事に関する情報や対象となる会計のイメージ図は、町ホームページでも公表しております。

【トップページ→西原町役場のご案内→財政→平成28年度→平成28年度西原町健全化判断比率等の公表】

【お問い合わせ】 総務部 企画財政課 財政係 ☎ 945-4533